

平成29年第4回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成29年4月24日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成29年4月24日（月）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第62号から議案第65号まで
- 第 4 （総務常任委員会付託案件）
議案第62号、議案第64号、議案第65号
（社会文教常任委員会付託案件）
議案第15号、議案第63号
- 第 5 議案第66号
- 第 6 議案第67号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	11番	大	森	幸	平	君
12番	高	野	庄	嗣	君	13番	中	川	直	美	君
14番	中	川	隆	一	君	15番	中	村	良	夫	君
16番	佐	藤	孝	君	17番	猪	股	文	彦	君	
18番	近	藤	和	義	君	19番	祝	優	雄	君	
20番	竹	内	道	廣	君	21番	金	田	淳	一	君
22番	岩	崎	隆	寿	君						

欠席議員（1名）

10番 坂下善英君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 三浦基裕君 副市長 藤木則夫君

副市長	伊藤光君	教育長	児玉勝巳君
総務部長	渡邊裕次君	企画財政部長	濱野利夫君
市民福祉部長	後藤友二君	産業観光部長	安藤信義君
建設部長	猪股雄司君	総務部長 (兼税務課長)	坂田和三君
総務部 防災課 財政部長	斉藤昌彦君	企画財政課長	磯部伸浩君
市民福祉部 生活課 部長	小路昭君	教育委員会 教育課 校長	吉田泉君
教育委員会 社会教育課 校長	越前範行君		

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係 議長	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（岩崎隆寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第4回佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、11番、大森幸平君及び13番、中川直美君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

- 議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。去る4月21日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査となります。なお、常任委員会の審査においては、3月定例会で継続審査となった議案第15号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についても審査を行います。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開いたします。なお、再開時間は常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知をさせます。本会議再開後は、委員長の報告、採決等を行い、その後人事案件2議案について上程、採決を行います。

以上であります。

- 議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3 議案第62号から議案第65号まで

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、議案第62号から議案第65号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成29年度税制改正に伴い、専決処分により佐渡市税条例の一部を改正いたしましたので、議会に報告し、承認を求めます。主な改正内容は、固定資産税において、保育の受け皿整備促進のため、企業主導型保育事業等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、わがまち特例によりその割合を規定するものです。また、軽自動車税において、燃費性能及び排出ガス性能に応じた税率の特例措置、いわゆるグリーン化特例が対象を重点化した上で適用期限が2年間延長されており、その適用について規定するものです。

続きまして、議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成29年度税制改正に伴い、専決処分により佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を求めます。主な改正内容は、国民健康保険の低所得者層の保険税軽減の拡大を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の所得基準を緩和するものです。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ1億2,741万1,000円を追加する補正予算を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めます。補正内容は、歳入では地方交付税や地方譲与税等の確定に伴う増減額を予算計上するほか、繰入金金の減額計上、歳出では後年度の円滑な財政運営のために財政調整基金に1億2,741万1,000円を積み立てするものです。

議案第65号 旧相川支所解体工事請負契約の締結について。本案は、旧相川支所解体工事について4月4日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第62号についての質疑を終結いたします。

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 大きく2点についてお尋ねしたいと思います。

1つは、なぜこれ専決だったのかということをお教え願いたい。施行期日の関係もあるのだろうか

思うのですが、それが1つです。

これは国の法律の改正によるものでありますが、先ほど提案理由の中で説明があったように、2割軽減、5割軽減の拡充ですね。そういう意味でいうと一体どの程度が影響するのか。もちろん本算定ではありませんが、どのようになるのかちょっとお教えいただきたいということです。その中で、ではなぜ7割軽減が拡充されなかったのか。

最後にお尋ねしておきたいのは、経済状況が厳しいからといって低所得者層の課税所得を拡大して軽減する部分をふやした。それはわかるのだけれども、問題は限度額、つまり佐渡市の国民健康保険税の額が幾らになるかによってまるっきり違うわけです。つまり去年よりも上がったならば拡充しても余り大きな効果はないというふうに私は見るわけだけれども、その辺どうなのかお尋ねをしたいということでもあります。

それと、最後は、いつもですとあなた方は毎年、限度額引き上げますよね。あなた方が何言っていたかという、今の限度額は89万円でしょう。これを引き上げることによって中間以下が軽減されると言っていたのに、何で今回はそれが無いのですか。大きく3点。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） それでは、私のほうからご説明させていただきます。

お尋ねの件です。なぜ専決処分かということですが、これにつきましては国民健康保険税条例の賦課期日が4月1日であるため、3月31日に地方税法施行令の改正がございました。それに合わせて改正をさせていただくというものでございます。

それから、拡充した2割の効果でございますが、ご指摘のとおり今回5割軽減、2割軽減の拡充をされました。この効果を平成28年度と対比して、同じもので平成29年度に当てはめて計算いたしますと、約62世帯の方が拡充になるということです。7割軽減につきましては、昨年来やっておる部分がございます、今回なかったものと承知しております。

それから、今後の税率の改定等を6月に予定しております。確におっしゃるとおり、本算定はやってみないとなかなか見込めないところがございます。

それから、限度額の関係でございます。平成28年度に限度額が上がっておりますので、これについては平成29年度税制改正では見送られたものと承知しております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 税務課長もいるから。今年度の全般の税制改正の中で余りいじられなかったのです。もちろんこれは消費税増税前にやるというのが政治的な思惑が強いのもだけれども、限度額の引き上げの問題、ほぼ毎年限度額を引き上げることによって中間以下が軽減されるのだ。だけれども、これは国の見方からしても今限度額を上げることは国民健康保険の構造上の問題からしてやっぱり無理があるという判断だったのではないかと。先ほど前段言ったように今後消費税増税が控えているものだから。識者がそういうふうには言っているのだけれども、そういうふうには私は見るべきではないかと思うのです。そういう意味でいうと、幾ら2割軽減、5割軽減をふやしても今年度の国民健康保険税を値上げすれば何ら意味がないから、これは大きく引き下げる方向に持っていかざるを得ないと思うのですが、その辺はどうなのかという

ことをお尋ねをしたい。

それと、もう一つです。専決処分の関係です。施行日が4月1日だったから、3月の時点で専決したとさっき言いましたね。そういうことでいいですね。つまり逆に言うと4月1日以降になって専決することは法的に見て施行期日に問題あると、そういう理解でよろしいですね。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） 説明いたします。

限度額の関係でございます。これにつきましては、平成30年度には都道府県の財政運営ということで国民健康保険制度が移ります。そういう関係もあると考えておりますが、前回の引き上げ幅、平成28年度に上げておる関係があります。現在89万円になっておるかと思えますけれども、これはある程度一定の限度に達したというところも国の考え方にあると考えております。

施行日の関係であります。国民健康保険税条例の第11条で賦課期日4月1日としております。そのため法に書かれておるとおり条例で定めるところにより軽減ができるという書き方をしておりますので、そこを4月1日に改定をしておくということで、遡及をしないという考え方からやっておるものと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 詳しくは常任委員会でやってくれると思うので、確認だけですが、施行日の関係です。つまり今部長が言ったのは、4月1日施行であるから、4月1日以降にこれを決めることは法的に問題あるという理解でよろしいですね。

○議長（岩崎隆寿君） 後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明いたします。

今回はたまたま軽減額の拡充でございましたけれども、これを例えば限度額の引き上げということになりますと、やはり遡及はうまくないものと考えます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第63号についての質疑を終結します。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について）の質疑を許します。

本案の質疑は、歳入歳出一括で行います。

本案についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 大枠だけ言っておきます。

議案の議員全員協議会の説明のときにも部長から説明があったのですが、これは平成28年度の確定に伴う最終精算みたいなものなのですが、何言いたいかということ、地方交付税ががつつり来て、その分を基金から繰入れる分を減らした、それで基金にまた1億2,000万円積むということなのですが、3月議会で当初予算組んだばかりですよ。そうすると、この1億2,000万円というのはもともと予定していたもので

すか。それも加味をして当初予算というのは組み立てられているのでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 説明申し上げます。

地方財政法第7条によりまして、地方公共団体は各年度において歳入歳出の決算剰余金を生じた場合において、当該剰余金の2分の1を下らない金額はこれを剰余金として積み立てるということになってございまして、年度当初においても剰余金の積み立て額を一定程度予算化しておるというものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 今読んだ理屈はよくわかるのですが、つまりあなた方は地方交付税でいいますと3億円、そのほかの減っている分もありますから、3億円あって、地方交付税そのものでいうとトータルで222億円と。地方交付税減っている、減っているというのだけれども、結構いい地方交付税が来ているなということなのだけれども、そうすると基金に1億2,700万円、これはもともとでは想定をして当初予算は組んだということですね、今の言い方だと。そういうことですね。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） はい、そのとおりでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 想定していたというのだったら、本来なら当初予算のところで財政調整基金からの繰入れの分はこんな形にしないでいいのではなかったか。そうしないと、もともとは2億3,600万円の繰入れになっていて、そこからまた減額している。市民に財政が見えるということからすると、当初ではいっぱい繰入れているのだけれども、数日過ぎたらもとへ戻している。これはそんなふうに見えるのですが、その辺はどのように解釈していますか。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 今回の補正にございましたように、地方交付税等につきましては金額が読みにくい部分もございまして、一定程度余裕を持って予算を組むということで財政調整基金の役割があるものというふうに考えてございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

議案第65号 旧相川支所解体工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第65号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第65号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午後 4時30分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務常任委員会付託案件）

議案第62号、議案第64号、議案第65号

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第15号、議案第63号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、改正地方税法が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、佐渡市税条例の一部改正を同日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。主な内容は、企業主導型保育事業等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について割合を規定すること及び軽自動車税の燃費性能、排出ガス性能に応じた税率の特例措置の対象を重点化した上で適用期限を2年間延長するものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について）。本案は、平成28年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億2,741万1,000円を追加する予算の補正を本年3月31日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。内容は、地方交付税及び地方譲与税等の確定に伴い歳入を増額し、その同額を財政調整基金に積み立てするものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第65号 旧相川支所解体工事請負契約の締結について。本案は、平成29年4月4日に執行した旧相川支所解体工事の指名競争入札における落札者と請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、今後の施設管理においては、佐渡市公共施設等総合管理計画に基づいて統一した方針を策定されたい。

2、落札業者が工事の実施について契約の内容どおりに履行されるよう万全を期すること。

3、工事の予算執行については継続費の範囲内で行うこと。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第65号 旧相川支所解体工事請負契約の締結についてに関する委員長質疑に入ります。

金田淳一君の委員長質疑を許します。

金田淳一君。

○21番（金田淳一君） それでは、議案第65号 旧相川支所解体工事請負契約の締結について質疑をさせていただきます。

3つの点で委員会から意見がついておりますが、まず最初の1番、佐渡市公共施設等総合管理計画に基づいて統一された方針を策定されたいというふうについておるのですけれども、相川支所の解体と公共施設等総合管理計画との関係がよくわかりませんので、これが最初についた意見はどういうことなのかということと、従来の方針はどのようになっていて、今までそういう問題になった事例があるのかについてお知らせいただきたいと思います。

それから、2番のところで落札業者が云々とありますけれども、この業者については佐渡を代表される工事会社でございますので、契約内容どおりに履行されるのは当然というふうに私は受けとめておりますけれども、どういうことでこういう指摘がされたのか伺いたいと思います。

3番も同じことなのですけれども、工事の予算執行について継続費の範囲内というふうに指摘をされておりますが、継続費の範囲からオーバーしてしまうような事例が多くあって、心配されることがあってこういう意見がついたのかについてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） それでは、金田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1番目の従来の方針と公共施設等総合管理計画の件ですけれども、旧相川支所については耐用年数も残っており、改修、また長寿命化を図れるのではないかとといった議論が委員会の中でありました。昨年佐渡市公共施設等総合管理計画が策定されましたので、公共施設等の計画についてはその公共施設等総合管理計画に基づいた統一的な指針が必要という意見があったところでございます。

2番目の契約内容の件でございます。これは、特定のものではなく、全般的に過去に工期が遅れたような事例が見受けられたという指摘が委員会の中でございました。ですので、今後佐渡市が発注する工事については万全を期するよう求めたものでございます。

3番目の継続費の点でございます。これも2番目と同様でございまして、全般的に過去着手後に次々と補正予算を組んだような事例が見受けられたと委員会の中で指摘がございまして、それについても今後そのようなことがないように求めたところでございます。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 金田淳一君。

○21番（金田淳一君） 2番と3番のところで、これは個別の相川支所の案件ではなくてという説明でございましたが、この2番、3番においてそういうことがあっては困るわけなのですけれども、委員会の中で具体的に今までこういうふうなことがあってまずいことがあったよなというふうな具体的な事例が議論されたのか、そのことについてわかりましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 山田総務常任委員長。

○総務常任委員長（山田伸之君） それでは、2回目の質問にお答えをさせていただきます。

今回の議案につきましては旧相川支所の解体についての議案でございます、その他の事例についての踏み込んだ議論というものはしておりません。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第65号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第65号 旧相川支所解体工事請負契約の締結についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第65号を除く総務常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、社会文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

〔社会文教常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第15号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、温泉等入湯施設の運営見直し方針に基づき、相川健康増進センターワイドブルーあいかわを廃止することから、佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の過程において、市民への説明不足による合意のない余りにも拙速な廃止条例の提案であることから、閉会中の継続審査とした。審査当初の提案理由は、買い受け希望者が見つからないことにより施設の運営継続を断念するものであった。しかし、その後の説明で譲渡することも選択肢の一つとする方針が示されたことは議会軽視と言わざるを得ない。市は、4月4日の地域説明会で継続審査中の議案が可決または否決の結論を得ないと何もできないと説明しながら、市民から施設営業の暫定継続を求められると、議会と相談すると考えを修正し、前日の委員会での説明との整合性にそごが生じている。また、既に施行日の過ぎた条例を議決すること自体無理があるため、一旦議案を取り下げて、委員会が指摘した問題点を整理して再提案することも促したが、聞き入れられることはなかった。このような経緯の中、本委員会として判断に苦しみながら結論に至ったものである。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定し

ました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。条例案を否決することの意味は、ワイドブルーあいかわを市の直営として認めるということではない。今後は、利用者に不便をかけないように直営廃止後の施設のあり方を一刻も早く明確にするとともに、市民への丁寧な説明に努めることを強く求める。また、市の温泉施設運営の方向性が全体的に迷走している。場当たり的な対応ではなく、市民合意を得るための取り組みを最優先として進められたい。

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、改正地方税法が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部改正を同日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。主な内容は、国民健康保険の低所得者の保険税軽減の拡大を図るため、保険税軽減措置の対象となる世帯の所得基準を緩和するものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で社会文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第15号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 委員長報告の中で経過も含めて大分詳しく述べていただきましたが、そこで大きく2点を聞きたいと思います。

その前に全体として言うと、住民合意や住民説明の手続が不十分なので、否決という中身だと思うのですが、そこで2つ聞きます。1点目は、この後の採決によってこの条例、つまりワイドブルーあいかわが廃止されるかされないかが決まるわけなのです。施行日の関係もあります。委員会では否決ですが、本会議でも否決をされた場合、ではワイドブルーあいかわは一体どうなるのか。再開されるのかどうなのか。私はこの間言っていますが、条例で残っている以上は休むべきものではないと思うのだが、その辺はどうなのか。

2点目は、意見の中です。住民合意が十分必要だと言っておきながら、意見ではこの条例案を否決することの意味は直営として認めるということではない、あるいは直営廃止後の施設のあり方を一刻も早く明確にするとともにというふうな書き方をされています。つまりこれはどう見ても、住民と話し合うのはいいのだが、直営は選択肢にないというふうにししか読めないのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点の否決された場合にワイドブルーあいかわを再開するのかという質問であります。この後本会議の採決ですが、否決した場合においては当然補正予算を組んで再開するものと思っております。

それから、2番目の質問で選択肢として直営はあり得ないとしたものかということですが、直営以外の運営形態もありますので、ワイドブルーあいかわについてもその運営形態を考えていくべきものであると考えております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 1点目です。例えば否決をされた場合は再開するだろうということですが、ワイドブルーあいかわを廃止する条例が否決をされた場合、当然条例ですから、市の条例で残っている以上、今休館としていますが、再開せざるを得ないというふうに思うのですが、本当に再開するという理解でいいのかどうなのか、執行部もそのことは認めているのかどうなのかお尋ねをしておきたいのが1点です。

逆に可決された場合、きょうの本会議の午前中の専決処分でもやりましたが、なぜ専決処分したかといえば、4月1日施行をそれ以降にやると法的に問題があるから、やらなかったというわけです。4月1日施行日が過ぎていきますから、これは可決をされても意味がない条例だと思うのですが、その辺はどうなのかお尋ねをしたいと思います。

2点目、今の委員長の答弁だと基本的には市直営でない方法で運営ということですが、実際問題大体行政がやるということは一般がやっても採算が合わないものをやるわけです。そういう意味でいうと、一般的にワイドブルーあいかわについてはプールと温泉合わせて2,500万円と言っているのですが、それが本当に民間でやれるものというふうに皆さん方は理解しているのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、2回目の質問にお答えさせていただきます。

執行部が認めているのかというご質問であります。これについては、当委員会でも再度確認をしようといってみましたけれども、それには応じていただけなかったということでもあります。それで、やむを得ず採決という形をとりました。

それから、施行日が4月1日、もう過ぎております。そういった中で可決されても意味がないとかということですが、一応確認をしたのですが、それについては本来ですと施行日が過ぎていくということで、私は取り下げが妥当だと思っておるところであります。可決ということはちょっと考えられないと思っております。

それから、ワイドブルーあいかわの2番目の質問ですが、運営形態、確かに民間も厳しい状況であります。しかし、ほかの施設も運営形態を考えながら継続をしておる施設もありますので、その辺のところは執行部とよく調整を図りながらやっていくべきものと考えております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 1点だけ聞きます。

再開の問題です。今委員長は確認したが、答えがなかった。廃止する条例が否決された以上、条例では残っているから、当然運営を再開するというのが普通だと思うのですが、どうして確認しなかったのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 委員会としては確認のために執行部にそういう要請をしましたが、

応じていただけなかったということでもあります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第15号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第15号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） ただいま議題になっている議案第15号についての反対討論を行います。

ちょっとわかりにくいですが、ワイドブルーあいかわを廃止する条例について反対ということでもあります。3点にわたって問題点を指摘をしたいと思います。

まず、1番目はそもそもこのような市民が利用している地域の公共施設、いわゆる公の施設をどうするかというのは、実は市長も一般質問等で何回も答えているのですが、住民への丁寧な説明と理解の上で住民合意の上で進めるべきであります。先ほど委員長報告にもありましたが、そのことがきちんとなされていない。これは、近代政治においては住民参加でやるのが最も常道手段ですから、その点では大問題だということをまず指摘をしたい。

2つ目であります。これとかかわる問題です。先ほど言いましたが、4月1日施行の条例ですから、施行日が過ぎてしまっている。継続審査になった時点で極端に言えば4月1日を過ぎることはわかっていたのです。だとしたらこの条例の提案者として、これが否決された場合は一体どうするのかという公の施設にふさわしい対応、私でいえば休館すべきではなかった。条例があるのですから。というふうに思います。

大きな2点目、委員長報告の中にもありましたが、私もこれは大問題だと思っています。1つは、提案理由が変わることです。市民の皆さんにはわかりにくいかもしれませんが、我々議員に示されている提案理由というものは、佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の中からワイドブルーあいかわの項を削るというこの提案だけなのです。どういうことかということ、何のために削るのかという提案理由が最も重要になるわけであります。ところが、ここにも提案理由書いてありますが、先ほど委員長報告にもありましたが、議会への提案理由は温泉等入湯施設の運営見直し方針に基づき運営を廃止する。ところが、4月4日の住民説明会では実は私たちは廃止をすると民間にも譲渡できるからというような提案理由の説明を大きく転換しました。もともとこういう提案だったら、3月の議会でこれそのものが継続審査になったかどうかも含めて全く私は違ったものだ。提案理由というのは極めて重要なものであって、それを徐々に変える、議会では動くゴールポストと言っていますが、それは私はやってはならないことだということを強く指摘をしたいと思います。

最後の3点目です。私は、本来こういった施設というのは、もちろん経営努力は要りますが、多少の赤字でも住民のための健康保養センターの役割を一層発揮して、高齢者社会にふさわしい施設として運営していくべきものだという立場であります。そもそも三浦市政ではこの温泉のあり方を市としてきっちり定義づけをしようと言って去年7カ所の地域で温泉の説明会をやりました。相川でも新穂でも畑野でも羽茂でも異口同音にどこが潰されるかわからないということで悲痛の声が上がっていました。これはどこも同じなのです。ところが、相川だけ説明もなく廃止、これがまずとんでもない。このことを指摘をしたい。

もう一つは、先ほど議案にもありましたが、健康をどうするかというところで、現在2016年から国民健康保険の保険者の努力制度というのが入っていますね。私過去に指摘していますが、インセンティブというのですが、行政の努力、例えば特定健診の受診率を向上させたか、地域包括ケアの推進をどの程度やったかということで財政にも加算をするという、こういう流れが生まれています。

2つ目、これは私は何回も紹介をしていますが、国民健康保険中央会の全国の報告書の中では、これは佐渡市になる前ですが、その中では温泉と健康、医療の関係について新穂温泉と相川温泉がきちんと明記をされています。今でもインターネット上に載っています。全国的にはこのように評価をされたものを本来もっと発展させるべきものだ、このことを強く述べておきたいと思います。

そして、3点目の3番目は直営はやらない、先ほど委員長報告の中でも問いただきましたが、直営はやらないとおっしゃいますが、今年度残した3つの新穂、畑野、羽茂、例えば新穂については5,000万円で改修する。畑野についても2,000万円かけて改修する。これまでは1,700万円の燃料費の補助、いわゆる運営費の補助は出さないと行ってたにもかかわらず、この3つに対しては今度は2,600万円の補助金を出す。きょう示された要綱でいうと10分の10を出す補助金まであるではないですか。では、これ一体直営とどこが違うのかと私は言いたいのです。運営の形態をそういうふう民間に任せるといふのであれば、指定管理、業務委託というのが公のやる仕事ではないか、このことを強く述べたいと思います。

先ほど委員長報告であったように、温泉のあり方についてはこの議員の中でも意見が分かれています。しかし、手続のやり方、これはやっぱり問題だというのが今回の議会の強い指摘だということを強く指摘をして反対の討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第15号についての討論を終結いたします。

これより議案第15号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、議案第15号を可決とされる方は起立されますようお願いいたします。

それでは、お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第15号を除く社会文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、議案第66号 佐渡市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、議案第66号 佐渡市教育委員会教育長の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会教育長、児玉勝巳氏から本年5月7日をもってその職を辞したいとの申し出があり、これに同意することといたしましたので、その後任の教育長として渡邊尚人氏を任命することについて議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第66号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第66号 佐渡市教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

本案の採決は、無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に12番、高野庄嗣君及び14番、中川隆一君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 14票

反対 6票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

ただいま渡邊尚人君から発言を求められておりますので、入場の上、発言を許します。

〔渡邊尚人君入場〕

〔渡邊尚人君登壇〕

○渡邊尚人君 ただいま教育長の選任につきまして議会のご同意をいただきました渡邊尚人でございます。

よろしくをお願いいたします。私は、大学院修了後に県職員として新潟県へ戻り、その後県立高校の教員として30年間勤めさせていただきました。この間新潟県教育委員会や新潟市教育委員会でも勤務し、教育全般に携わってまいりました。この3月まで勤務していた佐渡高校では、校長として生徒の進路希望の達成とキャリア教育の推進、地域を基盤としたグローバル人材の育成に力を入れてまいりました。これらの取り組みを行う中で、これまで以上にしっかりと佐渡の将来を担う人材を育成しなければならないと感じるようになりました。私は、新しい制度のもとでの教育長として、教育委員会の政治的中立性を確保するとともに、市長と十分協議しながら誠心誠意与えられた使命を果たしてまいりたいと考えております。議員の皆様には今後とも変わらぬ教育行政へのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

〔渡邊尚人君退場〕

日程第6 議案第67号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第6、議案第67号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） では、議案第67号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員、金子眞理氏の任期が平成29年5月7日をもって満了となるため、その後任として信田恵子氏を任命することについて議会の同意を求めるものであります。

よろしく賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第67号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第67号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案の採決は、無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に12番、高野庄嗣君及び14番、中川隆一君

を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 15票

反対 5票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

○議長（岩崎隆寿君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長、児玉勝巳君。

〔教育長 児玉勝巳君登壇〕

○教育長（児玉勝巳君） 挨拶の機会をいただき、ありがとうございます。5月7日をもちまして教育長退任に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

この3年間、教育行政推進に対しまして議員の皆様からご理解と多くのご支援をいただきましたこと、まことにありがとうございました。学校教育に関しましては、各学校では地域の特色を生かし、地域とともに歩む学校づくりに取り組み、多くの成果を上げておるといところでございますけれども、学力問題やいじめ、不登校など課題も抱えている現状であります。社会の急激な変化で物は豊かにあふれている中で、子供たちの心が育ちにくい環境に置かれているのではないかというふうに思っています。とりわけ子供たちのメディア漬け、子育ての私化の現実には深刻な問題であるというふうに受けとめております。社会教育に関しましては、生涯学習の環境づくりに努めてまいりましたけれども、島内にある豊かな資源を活用するための組織のあり方や施設の集約など、いまだ多くの課題を抱えております。5月8日からは新たな教育長のもと新しい教育委員会としてスタートするわけですが、あすの佐渡を担う人、世界に羽ばたく人づくりに向け、充実した教育行政が推進されますことを心より願っております。また、在任中には多くの不祥事が発生し、市民の皆様、議員の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くおわびいたします。

結びに、議員の皆様のみますますのご健勝とご発展を祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。お世話になりました。本当にありがとうございました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で会議を閉じます。

平成29年第4回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 5時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 大 森 幸 平

署 名 議 員 中 川 直 美